

第5章

子供・子育て支援施策の 更なる充実に向けて

1 東京都の役割	176
2 区市町村の役割	177
3 事業主の役割	178
4 地域社会・都民の役割	178
5 計画の推進体制	179
6 進捗状況の評価・公表	179
目標を掲げている取組 一覧表	181

東京都子供・子育て支援総合計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

(本計画の着実な推進)

- 本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。
- 本計画対象事業の実施に当たっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。

(区市町村への支援)

- 区市町村が、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画に基づき、子供・子育て支援の実施主体として、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。
- 保育サービスの待機児童については、平成 29 年度末までの解消を目指します。潜在的なニーズを勘案して設定した保育サービスの整備目標に基づき、区市町村が保育サービス拡充に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。
- 保健所や保健センターにおける母子保健事業や子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

(広域的・専門的な施策の実施)

- 地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。
- 子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識や虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育て支援に関する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

(企業の取組を促進)

- 雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、仕事と家庭生活の両立支援に向けた気運の醸成に取り組みます。

（地域の活動を支援）

- 子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織や NPO 団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。
- また、企業、NPO 団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

（新制度の実施主体）

- 新制度の実施主体として、すべての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

（地域の子供・子育て支援の拡充）

- 子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、すべての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。
- そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO 団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。
- また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

（保育所待機児童の解消に向けた取組）

- 国は「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月 29 日内閣総理大臣公表）、都は「東京都長期ビジョン」（平成 26 年 12 月 25 日策定）において、それぞれ平成 29 年度末までに待機児童を解消する方針を打ち出しています。区市町村においても、これを踏まえた目標を設定し、多様な保育サービスを拡充させ、待機児童の早期解消を図っていくことが求められています。その際、今後も女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なる保育ニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童ゼロが継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

(雇用環境の整備)

- 育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、仕事と生活の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。
- 次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。

(企業の社会的責任)

- 企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入など、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

4 地域社会・都民の役割

(子供・子育て支援)

- すべての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

(児童虐待の防止)

- 児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加が続いています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがSOSにいち早く気づき、支援につなげるなど手を差し伸べることが大切です。
- 児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

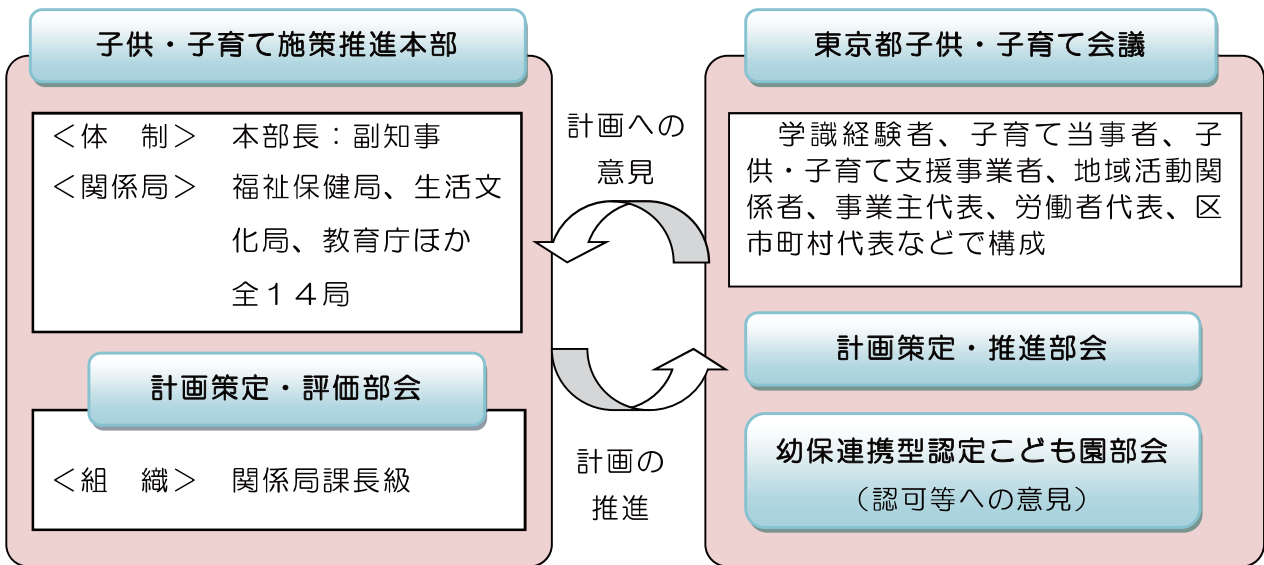
(関係機関や企業等と行政との連携)

- 民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。

- また、既に構築されているネットワーク等を生かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

- 「東京都子供・子育て会議」及び「子供・子育て施策推進本部」において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。



6 進捗状況の評価・公表

- 東京都が取り組む子供・子育て支援施策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進捗状況を点検し、公表します。
- 計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行います。

(1) 点検・評価

計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても点検・評価します。

(2) 評価指標の設定

子供・子育て支援施策の推進に当たっては、利用者の視点に立ち、柔軟か

つ総合的に取り組んでいく必要があります。そのため、子供・子育て施策推進本部において、東京都子供・子育て会議の意見を踏まえ、利用者の視点に立った指標を計画全体と目標ごとの2段階で設定します。

【評価指標の考え方】

- 計画期間終了時の評価に向け、計画全体の指標を設定する。
- 毎年度の事業評価に向け、目標ごとの指標を設定する。
 - ※ 毎年度の事業評価は、進捗状況管理と並行して行う。
- 毎年度の事業評価の際には、目標ごとの指標だけでなく、本計画において定める目標事業量の進捗についても参考とする。

(3) 評価の実施

子供・子育て施策推進本部において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議します。

(4) 進捗状況及び評価結果の公表

計画の進捗状況及びその評価結果に係る資料については、東京都公式ホームページ等により公表することとします。

目標を掲げている取組 一覧表

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標	担当局
-	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の構築 (妊娠届の受理、各種訪問事業等、子育てスタート支援事業、出産・子育て応援事業など)	-	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	福祉保健局
23	周産期医療システムの整備	294床	31年度 NICU 320床確保	福祉保健局
47	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実	808か所	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを62区市町村で実施	福祉保健局
50	利用者支援事業	4区市	62区市町村	福祉保健局
-	多様なニーズに対応した保育や預かり等のサービスの実施 (一時預かり事業、ファミリーサポート・センター事業、子育て短期支援事業(シヨートステイ、トワイライトステイ)、延長保育事業、休日保育、夜間保育など)	-	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	福祉保健局
63	保育サービスの拡充	(H26.4.1現在) 保育サービス利用児童数 234,911人	平成30年4月時点 保育サービス利用児童数 40,000人増 (平成26年度を含む)	福祉保健局
78	病児保育事業の充実	119か所 49区市(23区26市)	160か所	福祉保健局
87	地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	47区市町村 116クラブ (21区:54クラブ、21市:57クラブ、2町:2クラブ、3村:3クラブ)	32年度 全区市町村で設置	オリンピック・パラリンピック準備局
88	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大	平成26年度事業予定 20地区、20クラブ、20事業	32年度 全クラブで実施	オリンピック・パラリンピック準備局
89	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子:18位 女子25位 【中学生】男子:47位 女子44位	平成31年度に 昭和50年代の水準まで向上	教育庁
138 139 140	学童クラブ事業	登録児童数 89,327人 (H26.5.1現在) H22.5.1現在との比較 5,232人増	平成31年度(平成32年5月) 登録児童数 12,000人増	福祉保健局
142	放課後子供教室	52区市町 1,101教室	全小学校区に設置	教育庁
147	家庭的養護(養育家庭等、ファミリーホーム、グループホーム)の推進	・1,197人(養育家庭等407人、グループホーム131ホーム790人) 家庭的養護 31.2% ・ファミリーホーム14か所(うち法人型2か所)	・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。 ・29年度までにファミリーホームを21か所(うち法人型8か所)設置する。	福祉保健局
149	サテライト型児童養護施設の設置	-	29年度までに3か所	福祉保健局
150	専門機能強化型児童養護施設制度	民間児童養護施設40か所	29年度までに全民間児童養護施設(53か所)	福祉保健局

番号	項目	平成25年度実績	平成31年度目標	担当局
164	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	-	62区市町村	福祉保健局
167	母子・父子自立支援プログラム策定事業	17区19市	62区市町村	福祉保健局
172 133	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 (学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施)	-	62区市町村	福祉保健局
181	短期入所事業の充実	定員数838人(障害者分を含む)	29年度までに220人分の短期入所整備(障害者分を含む)	福祉保健局
184	児童発達支援センターの設置促進	-	29年度までに10か所増	福祉保健局
245	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	-	27~29年度 認定戸数 1,200戸	都市整備局
251	緑の拠点となる公園の整備	新規開園面積 13.7ha(平成25年度)	平成36年度までに新たに170ha開園	建設局
252	こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり	-	28年度 モデル公園の基本設計 36年度 8か所	建設局

第5章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて